別表５

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
①　農業振興地域の整備に関する法律第14条第２項《土地利用についての勧告》に規定する市町村長の勧告に係る協議により土地等を譲渡した場合	当該土地等の譲渡につき当該勧告をしたことを証する書類又は当該勧告に係る通知書の写し（※）	市町村長	措置法34条の３　２項１号 措置法規則18条４項１号	※　通知書の写しは、当該土地等の譲渡者が作成して差し支えない。
②　農業振興地域の整備に関する法律第15条第１項《都道府県知事の調停》に規定する都道府県知事の調停により土地等を譲渡した場合	当該土地等の譲渡につき当該調停をしたことを証する書類又は当該土地等に係る農業振興地域の整備に関する法律第15条第４項の調停案の写し	都道府県知事	措置法34条の３　２項１号 措置法規則18条４項２号	
③　農業振興地域の整備に関する法律第18条《農地等についての権利の取得のあっせん》に規定する農業委員会のあっせんにより土地等を譲渡した場合	当該土地等の譲渡につき当該あっせんを行ったことを証する書類	農業委員会	措置法34条の３　２項１号 措置法規則18条４項３号	
④　農業経営基盤強化促進法第８条第１項に規定する農地保有合理化法人又は同法第11条の12《委任の申込みに応ずる義務》に規定する農地利用集積円滑化団体（※）に対し、その行う同法第４条第２項第１号又は第３項第１号ロに掲げる農地売買等事業のために農地法第２条第１項《定義》に規定する農地若しくは採草放牧地で農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号《市町村の定める農業振興地域整備計画》に規定する農用地区域として定められている区域内にあるもの、当該区域内にある土地で開発して農地とすることが適当なもの若しくは当該区域内にある土地で同号に	㈠　当該農地売買等事業のために当該農地等を買い入れたものである旨を証する書類 ㈡　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類 Ａ　農地若しくは採草放牧地又はこれらの土地の上に存する権利…次のいずれかの書類 (A)　これらの資産に係る権利の移転につき農地法第３条第１項第13号《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》の届出を受理した旨を証する書類 (B)　これらの資産に係る権利の移転につき農業経営基盤強化促進法第19条《農用地利用集積計画の公告》の規定により公	農地等の買入れをする者 農業委員会 市町村長	措置法34条の３　２項１号 措置法令22条の９　１項１号 措置法規則18条４項４号	※　農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の２分の１以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の２分の１以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
規定する農業上の用途区分が同法第３条第４号《定義》に規定する農業用施設の用に供することとされているもの（農用地区域内にある農地を保全し、又は耕作の用に供するために必要なかんがい排水施設、ため池、排水路又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設の用に供する土地を含む。）又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合	告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類 B　左の開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利…次の書類 (A)　これらの資産が左の農用地区域内にある旨及びこれらの資産が左の開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業上の用途区分が農業用施設の用に供することとされている土地又は農地の保全又は利用上必要な施設の用に供することとされている土地（これらの土地の上に存する権利を含む。）に該当するものである旨を証する書類 (B)　これらの資産の買入れをする者に対しこれらの資産の買入れを要請している旨を証する書類 (ﾊ)　当該農地等の買入れをする者が農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に該当する旨を証する書類（買入れをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）	市町村長 当該資産の買入れをする者に対し当該資産の買入れを要請している地方公共団体の長 都道府県知事又は市町村長		財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。
⑤　独立行政法人農業者年金基金に対し、独立行政法人農業者年金基金法	(ｲ)　改正前の農業者年金基金法第81条第１項の規定により当該農地等を買い	独立行政法人農業者年金基金	措置法34条の３　２項１号 措置法令22条	

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
（平成14年法律第127号）附則第６条第４項の規定により、なおその効力を有するものとされる平成13年改正前農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第81条第１項《農地等の買入れ》に規定する区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域として定められている区域内にある平成13年改正前農業者年金基金法第81条第１項の農地等（※）を譲渡した場合（同項の規定による買入れに該当する場合に限る。）	入れたものである旨を証する書類 (ﾛ)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類 Ａ　当該農地等が農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域の区域内にある場合　当該農地等の所在地が同項に規定する農用地区域の区域内である旨を証する書類 Ｂ　当該農地等の所在地が都市計画法第７条第１項《市街化区域及び市街化調整区域》の市街化区域と定められた区域以外の区域内にある場合　当該農地等の所在地が当該区域内である旨を証する書類	都道府県知事又は市町村長 農林水産大臣	の９　１項２号 措置法規則18条４項５号	※　「農地等」とは、農地法第２条第１項に規定する農地及び採草放牧地をいう。
⑥　農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号《市町村の定める農業振興地域整備計画》に規定する農用地区域内にある土地等を農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった同条の農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合	(ｲ)　当該土地等が農用地区域内にある旨を証する書類 (ﾛ)　次のいずれかの書類 Ａ　当該土地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類 Ｂ　当該権利の移転に係る登記事項証明書（当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。）	市町村長 公告をした者	措置法34条の３　２項２号 措置法規則18条４項６号	
⑦　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第９条第１項《所有権移転等促進計画の公告》の規定による公告があった同項の所有権移転等促進計画の定めるところにより同法第２条	当該土地等の権利の移転につき特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第９条第１項の規定による公告をした旨、当該公告の年月日、当該土地等が同法第２条第２項第１号から第３号までに掲げる土	市町村長	措置法34条の３　２項３号 措置法規則18条４項７号	※　その他の一定の施設とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第１条に規定する施設をいう。

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
第２項第１号から第３号までに掲げる土地等を譲渡（農林業の体験のための施設その他の一定の施設（※）の用に供するためのものを除く。）した場合	地等に該当するものである旨及び当該土地等の譲渡が左の譲渡に該当するものである旨を証する書類			
⑧　農村地域工業等導入促進法第５条第３項《農村地域工業等導入実施計画》の規定により同条第１項又は第２項の実施計画において定められた工業等導入地区内の土地等（農業振興地域の整備に関する法律第３条《農用地等》に規定する農用地等（※）及び当該農用地等の上に存する権利に限る。）を当該実施計画に係る工場用地等に供するために譲渡した場合	㈠　当該土地等の所在地が当該工業等導入地区内であること及び当該土地等が農用地等（当該農用地等の上に存する権利を含む。）であったことを証する書類 ㈡　農村地域工業等導入促進法第５条第１項に規定する実施計画に係る工場用地等の用に供するために当該土地等を買い取ったものであることを証する書類	当該土地等の所在地を管轄する都道府県知事又は市町村長 当該土地等の買取りをする者	措置法34条の３　２項４号 措置法規則18条４項８号	※　「農用地等」とは、次に掲げるものをいう。 ⑴　耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地 ⑵　木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のため採草又は家畜の放牧の目的に供される土地で⑴以外のもの ⑶　⑴及び⑵の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
⑨　土地等（土地改良法第２条第１項《定義》に規定する農用地（※）及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき同条第２項第１号から第３号までに掲げる土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第54条の２第４項《換地処分の効果及び清算金》（同法第89条の２第10項《国又は都道府県の行なう換地処分等》、第96条《土地改良区に関する規定の準	当該土地改良事業に係る土地改良事業計画において土地改良法第８条第５項第２号若しくは第３号に掲げる要件を満たす同項の非農用地区域を定め、又は同法第53条の３の２第１項第１号に規定する農用地に供することを予定する土地を定めている旨及び清算金の支払をした旨を証する書類	土地改良事業の施行者	措置法34条の３　２項５号 措置法規則18条４項９号	※　「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の目的に供される土地をいう。

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
用》及び第96条の４《準用規定》において準用する場合を含む。）に規定する清算金（当該土地等について、同法第８条第５項第２号《審査及び広告等》に規定する施設の用若しくは同項第３号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は同法第53条の３の２第１項第１号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため同法第53条の２の２第１項《換地を定めない場合の特例》（同法第89条の２第３項、第96条及び第96条の４において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかったことにより支払われるものに限る。）を取得するとき。				
⑩　林業経営の規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化に資するため、森林組合法第９条第２項第７号《事業の種類》又は第101条第１項第９号《事業の種類》の事業を行う森林組合又は森林組合連合会に委託して森林法第５条第１項《地域森林計画》の規定による地域森林計画の対象とされた山林に係る土地を譲渡した場合	当該土地の譲渡が森林組合又は森林組合連合会に委託して行われたものである旨及び当該土地の取得をした者がその有する山林の全部につき措置法第30条の２第１項に規定する森林施業計画を作成し、当該森林施業計画につき都道府県知事の認定を受けた又は受けることが確実である旨を証する書類	森林組合又は森林組合連合会	措置法34条の３　２項６号 措置法規則18条４項10号	
⑪　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融	当該土地の譲渡が左の土地の譲渡に該当する旨及び	都道府県知事	措置法34条の３　２項７号	※　「林地保有及び森林施業の合理化

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
通等に関する暫定措置法第10条の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法第３条第１項の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡（林地保有及び森林施業の合理化に資するもの（※）に限る。）をした場合	当該土地の譲渡につき当該あっせんを行ったものである旨並びに当該土地を取得した者がその有する山林の全部につき措置法第30条の２第１項に規定する森林施業計画を作成し、同項に規定する認定を受けた旨又は受けることが確実である旨を証する書類		措置法規則18条４項11号	に資する土地の譲渡」とは、措置法第34条の３第２項第７号のあっせんに係る山林が、森林法第10条の５第１項に規定する市町村森林整備計画において定められた同条第２項第４号に掲げる間伐及び保育の基準に従って間伐若しくは保育がなされていない山林若しくは伐採後一定期間造林されていない山林又はこれらのおそれのある山林であり、かつ、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産基盤の整備の状況からみて当該あっせんにより林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第10条に規定する森林についての所有権の移転を受ける者が現に森林施業を行っている山林と一体として効率的に当該市町村森林整備計画に従った森林施業を行うことが可能な山林であって、その山林について当該あっせんにより行う森林所有権の移転が同条に規定する林地保有又は森林施業

区　　分	内　　容	発　行　者	根拠条項	備　　考
				の合理化に寄与することが確実であると見込まれる場合の当該森林所有権の移転により行われる当該山林に係る土地の譲渡をいう。
⑫　土地等（農業振興地域の整備に関する法律第３条《定義》に規定する農用地等及び同法第８条第２項第３号《市町村の定める農業振興地域整備計画》に規定する農用地等とすることが適当な土地並びにこれらの土地の上の存する権利に限る。）につき同法第13条の２第１項又は第２項《交換分合》の事業が施行された場合において、同法第13条の３《交換分合計画》の規定による清算金を取得するとき	当該土地等が左の土地等に該当する旨及び左の清算金の支払をした旨を証する書類	事業の施行者	措置法34条の３　２項８号 措置法規則18条４項12号	
⑬　土地等（集落地域整備法第２条第１項《定義》に規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき同法第11条第１項《交換分合》の事業が施行された場合において、同法第12条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第13条の３《交換分合計画》の規定による清算金を取得するとき	当該土地等が左の土地等に該当する旨及び左の清算金の支払をした旨を証する書類	事業の施行者	措置法34条の３　２項９号 措置法規則18条４項13号	